

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和 6 年 3 月 15 日子ども家庭庁・厚生労働省告示第 3 号）」の内容

条	内容	施行日(空欄は R6.4.1)	ページ
1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）の一部改正		1-
2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正	R6.6.1	196-
3	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正	R7.10.1 ?	252-
4	子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成 18 年厚生労働省告示第 530 号）の一部改正		264-
5	子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 18 年厚生労働省告示第 539 号）の一部改正		272-
6	子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部改正	R7.10.1 ?	280-
7	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき厚生労働大臣又は子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成 18 年厚生労働省告示第 540 号）の一部改正		285-
8	子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年厚生労働省告示第 543 号）の一部改正		287-
9	子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準の一部改正	R6.6.1	302-
10	子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準の一部改正	R7.10.1 ?	329-
11	食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成 18 年厚生労働省告示第 545 号）の一部改正	R7.10.1 ?	332
12	子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件（平成 18 年厚生労働省告示第 546 号）の一部改正		335-
13	子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 548 号）の一部改正		337-
14	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合並びに子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合（平成 18 年厚生労働省告示第 550 号）の一部改正		343-

15	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合の一部改正	R7.10.1 ?	349
16	厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年厚生労働省告示第 551 号）の一部改正		353-
17	厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準の一部改正	R7.10.1 ?	381-
18	厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 556 号）の一部改正		383-
19	厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者の一部改正	R7.10.1 ?	390-
20	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域（平成 21 年厚生労働省告示第 176 号）の一部改正		392-
21	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 125 号）の一部改正		394-
22	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正	R7.10.1 ?	412-
23	指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 227 号）の一部改正		414-
24	指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものの一部改正	R7.10.1 ?	418-
25	厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎（平成 24 年厚生労働省告示第 268 号）の一部改正		420-
26	厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎の一部改正	R7.10.1 ?	422-
27	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 180 号）の一部改正		424-
28	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準の一部改正	R7.10.1 ?	437-
29	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成 30 年厚生労働省告示第 115 号）の一部改正		439-
	附則		441-

※ 附則第 2～8 条に各経過措置規定あり。